運転免許証の様式変更について

☆　平成22年10月8日から、新たな様式の運転免許証が交付されます。これまでの運転免許証から変更となった点、御注意いただきたい点は以下のとおりですので、御確認をお願いいたします。

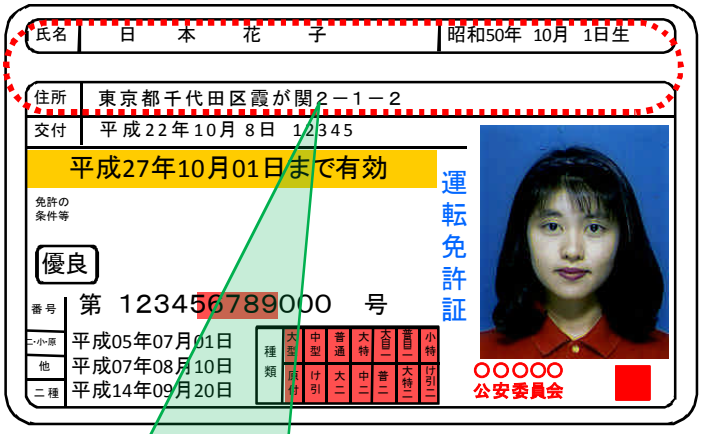

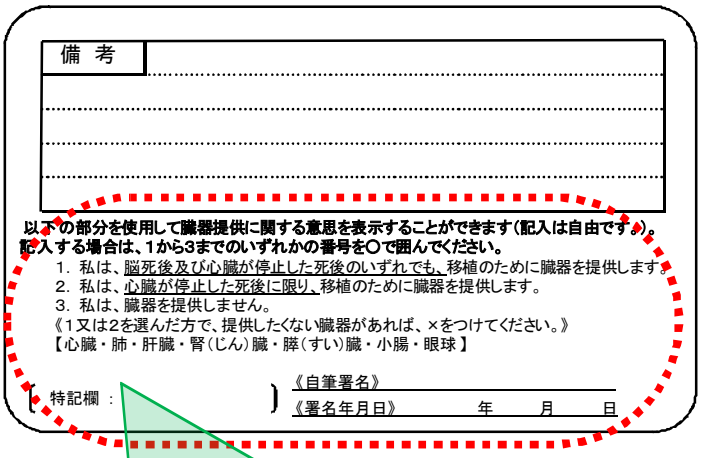

ICカード免許証の全国導入に伴い本籍欄が削除されました。

改正臓器移植法の施行に伴い臓器提供の意思表示欄が設置されました。

※　臓器提供の意思は、必ず表示しなければならないものではありません。また、この部分を記載していないからといって、運転免許行政上の取扱いに影響を与えるものではありません。

※　臓器提供の意思等を表示する方法については、（社）日本臓器移植ネットワーク等を参照してください。

※　一度表示した臓器提供に関する意思を変更する場合には、（社）日本臓器移植ネットワークが作成している臓器提供意思表示カード（ドナーカード）を使用してください。

※　運転免許証の更新及び保管、運転免許の取消し、停止等に伴い運転免許証を提出した場合には、更新（併記を含む。）後に交付される運転免許証又は臓器提供意思表示カード（ドナーカード）等の書面に臓器提供の意思等を記入するようにしてください。

※　このほか、臓器提供の意思表示に関する質問等については、以下の連絡先にお問い合わせください。

東京都港区虎ノ門1-5-16 晩翠ビル3階

（社）日本臓器移植ネットワーク

TEL:　0120-78-1069　（携帯電話からは 03-3502-2071）

FAX:　03-3502-2072

石川県警察本部運転免許課